

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 19 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 2 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	17, 810, 000 14, 248, 000	一括	3, 562, 000	80, 241	21, 021
1	3, 760, 000				
2	14, 050, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東村山市廻田町四丁目 |
| | 地 番 | 9 番 3 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2 . 4 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市廻田町四丁目 9 番地 3 0 |
| | 家屋 番号 | 9 番 3 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 0 . 3 6 平方メートル
2 階 4 0 . 3 6 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月25日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 蘆 澤 里英子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東村山市廻田町四丁目 |
| | 地 番 | 9 番 3 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2 . 4 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市廻田町四丁目 9 番地 3 0 |
| | 家屋 番号 | 9 番 3 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 0 . 3 6 平方メートル
2 階 4 0 . 3 6 平方メートル |



令和 8 年 (ケ) 第 88 号
令和 8 年 6 月 24 日受理
令和 年 8 月 7.28 日提出
(評価人 原 寛人)

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所立川支部
執行官 平 良 栄 一 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東村山市廻田町四丁目 |
| | 地 番 | 9番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 102.44平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市廻田町四丁目 9番地30 |
| | 家屋 番号 | 9番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.36平方メートル
2階 40.36平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都東村山市廻田町四丁目9番地30 (住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある — 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	ソーラーパネル有り		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 (2 枚目)

執 行 官 の 意 見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 令和8年7月24日解錠の上、本件建物内に立ち入ったところ、下記に掲げた事由及び現場の状況から、本件建物は建物所有者が住居（空室）として占有しているものと認定した。
 - (1) ライフライン調査の結果
 - (2) 室内に所有者以外の者の占有の徴表となるものが見受けられないこと
- 3 以上の調査結果から、2枚目記載のとおり報告する。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年7月3日 : - :	当庁 (郵便)	■ライフライン調査
8年7月17日 15:20-15:30	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■建物使用者に対し通知書差置
8年7月24日 7:15-7:35	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。

■ 令和 8年 7月24日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

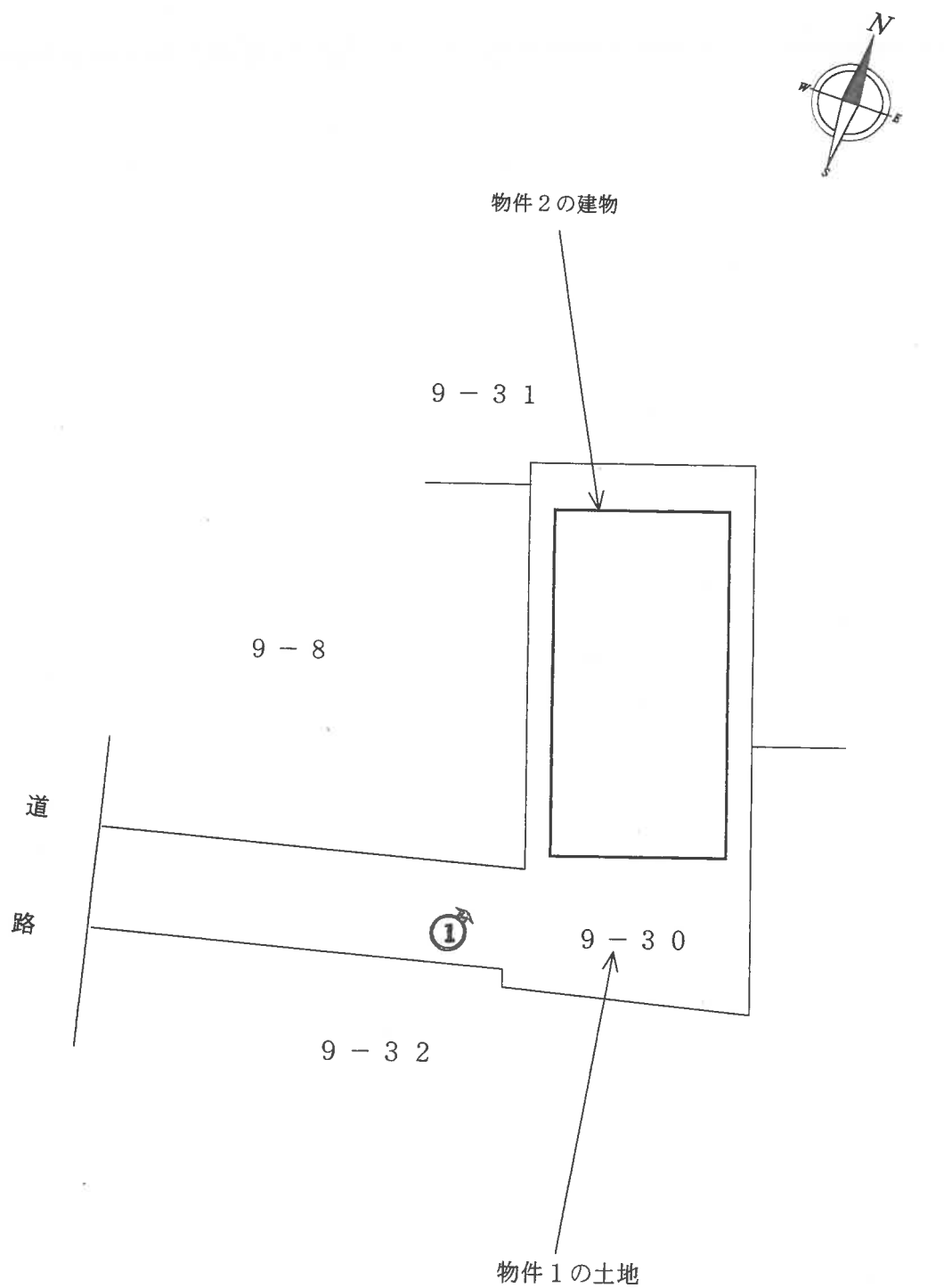
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(写真3葉添付)

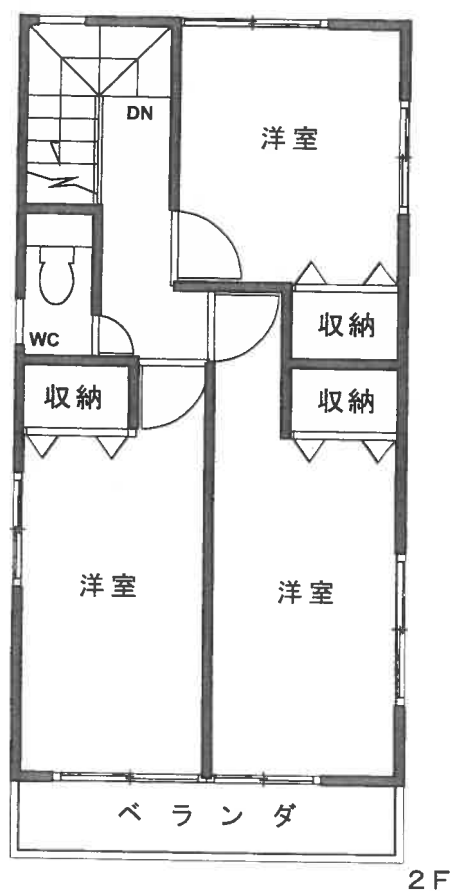
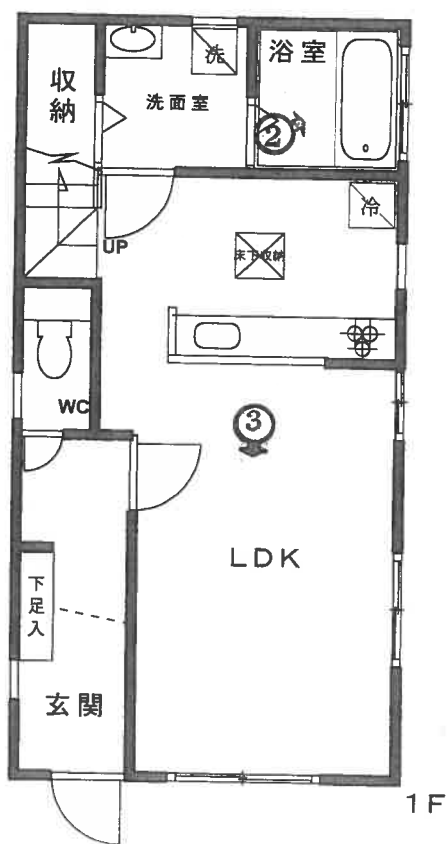
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

(土地建物位置関係図)

令和 8 年 (ケ) 第 88 号



←○写真撮影位置と方向



←○写真撮影位置と方向



1



2



3

(7 枚目)

令和8年（ケ）第88号
令和8年7月24日現地調査
令和8年8月8日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部 不動産執行係

御 中

評 価 書

評価人 原 寛人

第1 評価額

一括価格	
金 17,810,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 3,760,000円
物件2(建物)	金 14,050,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法第61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所在等	登記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東村山市廻田町四丁目 |
| | 地 番 | 9 番 3 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2. 4 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市廻田町四丁目 9 番地 3 0 |
| | 家屋 番号 | 9 番 3 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 0. 3 6 平方メートル
2 階 4 0. 3 6 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	西武多摩湖線「武蔵大和」駅の略東方約750m(道路距離:以下同様、徒歩約10分)、西武新宿線・西武国分寺線「東村山」駅の西方約1.6km(徒歩約20分)、最寄バス停まで徒歩約4分に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	近隣は、戸建分譲住宅が多く建ち並ぶ河川(前川)に近い住宅地域である。 現在のところ地域に急速に変動をもたらす要因は特に見当たらないため、当分の間は現状を維持して推移するものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 日 影 規 制 高 度 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% 準防火地域 有り(4-2.5h 1.5m) 第1種高度地区 建物絶対高さ10m以内 ・最低敷地面積110㎡以上(令和6年4月26日施行規定であり、本土土地での再築は可能である) ・物件1土地の大半が、都市計画道路(東村山3・4・9号線、計画幅員16m、計画決定段階、東京都第5次事業化計画における優先整備路線に該当しない)に計画されている。
画 地 の 状 況	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	(物件1土地) 102.44㎡ (登記簿面積、法務局備付の地積測量図有り) 不整形(旗竿地) 間口約2.5m 奥行約13m 【幅約2.5m×長さ約10.5mの路地状部分と約5.6m×約13.5mのほぼ長方形の有効宅地部分から構成される。】 ほぼ平坦
接 面 道 路 等 の 状 況	* 物件1土地は、南西側で幅員約4m舗装市道(建築基準法第42条第2項道路に該当し、両側セットバック済み)に、ほぼ等高に接面している中間画地。	
土 地 の 利 用 等 状 況	* 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 * 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図のとおり。	

供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 有り 都市ガス配管 有り 公共下水道 有り
土地の履歴等	* 本件土地は、過去の住宅地図による調査より、昭和51年版・平成6年版・平成22年版からは「一般住宅」として利用され、その後本建物が建築されたものと推定される。
特記事項	* 本件土地は、準用河川(前川)の北方約30m付近に位置し、東村山市浸水ハザードマップの浸水予想区域図によると、想定最大規模降雨時の浸水予想区域に位置している。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成24年8月10日 新築 約14年 約11年
仕 様	構造 屋根 外壁 天井 床 設 そ の 他	木造 2階建 ルーフイング葺 サイディング等 ビニールクロス等 ビニールクロス等 フローリング、長尺塩ビシート等 トイレ、浴室・洗面室、対面キッチン等 ・2階の北側及び南東側の洋室は、一部勾配天井である。 ・エコジョーズ給湯器が使用されていた。 ・屋根に太陽光パネルが置かれていた。
床面積（現況）	1階 2階 延床面積	40.36 m ² 40.36 m ² 80.72 m ²
現況用途等	種 類 間 取 り	居宅 3LDK（洋室×3）
品 等	普 通	
保守管理の状況	普 通	
建物の利用状況	＊本建物は、家財道具類が殆ど見られず、所有者が空家状態で居宅として使用し占有している。したがって、本建物に利用権減価が無いものとして評価を進める。	
特 記 事 項	＊本建物は、新築時の検査済証が交付されている。 ＊①1階のLD、玄関脇及び階段等で、壁クロスの剥がれや汚損箇所が複数見られた。②2階のトイレの扉に拳大のへコミが1箇所見られた。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積(㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
1	192,000	× 0.83	× 102.44	× 0.96	= 15,670,000円

* 総額(円)については、万円未満四捨五入とした。ただし、1万円未満の評価額については、全て1万円とする(以下同様)。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

基準地 東村山(都) - 9

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基準地価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{規準価格(更地)} \\ 194,000\text{円}/\text{m}^2 \times 103 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 104 = 192,000\text{円}/\text{m}^2 \\ \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年7月1日 から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：基準地の個別的要因(接道方位:北±0)を考慮して補正を施した。

地 域 格 差：基準地の所在する地域と対象地域を、交通・接近条件、街路条件、環境条件及び行政的条件を総合的に比較検討して査定した。

イ 個 別 格 差：個別格差率を以下のとおり査定した。(小数第3位を四捨五入)

$$\begin{array}{l} \text{・形状(旗竿地)▲15} \quad \text{・都市計画道路予定地に大半が計画▲2} \\ \text{【相乗積】} (1-0.15) \times (1-0.02) = 0.83 \end{array}$$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物の最有効使用との関連等を考慮して建付減価率を判定した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	190,000	× 80.72	× 0.43	= 6,590,000円

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量を基とした床面積を採用した。

ウ 現価率

・新築後の経過年数約14年、経済的残存耐用年数約11年、観察減価率(物理的・機能的・経済的減価、建物の管理状況、目視不能部分の損傷可能性、中古建物の市場性等を考慮)10%

・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{〈残価率〉} & & \text{〈耐用年数に基づく方法〉} & & \text{〈観察減価〉} & & \text{〈現価率〉} \\
 0.05 & + & (1 - 0.05) \times 11 / (14 + 11) & \times & (1 - 0.10) & = & 0.43 \\
 & & & & & & \text{(小数第3位を四捨五入)}
 \end{array}$$

(注)耐用年数は経済的な観点から判断したもので、必ずしも税務上の耐用年数とは一致しない。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

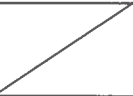
① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	15,670,000	× 0.70	法定地上権	= 10,970,000円

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の 控除及び加算(円) イ	占有 減価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額
1	15,670,000	－ 10,970,000		× 1.0	× 0.8	= 3,760,000円
2	6,590,000	＋ 10,970,000	× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 14,050,000円
一括価格(合計)						= 17,810,000円

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要無し。

エ 市場性修正：必要無し。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

■ 東京都基準地 （価格時点：令和7年7月1日 ）

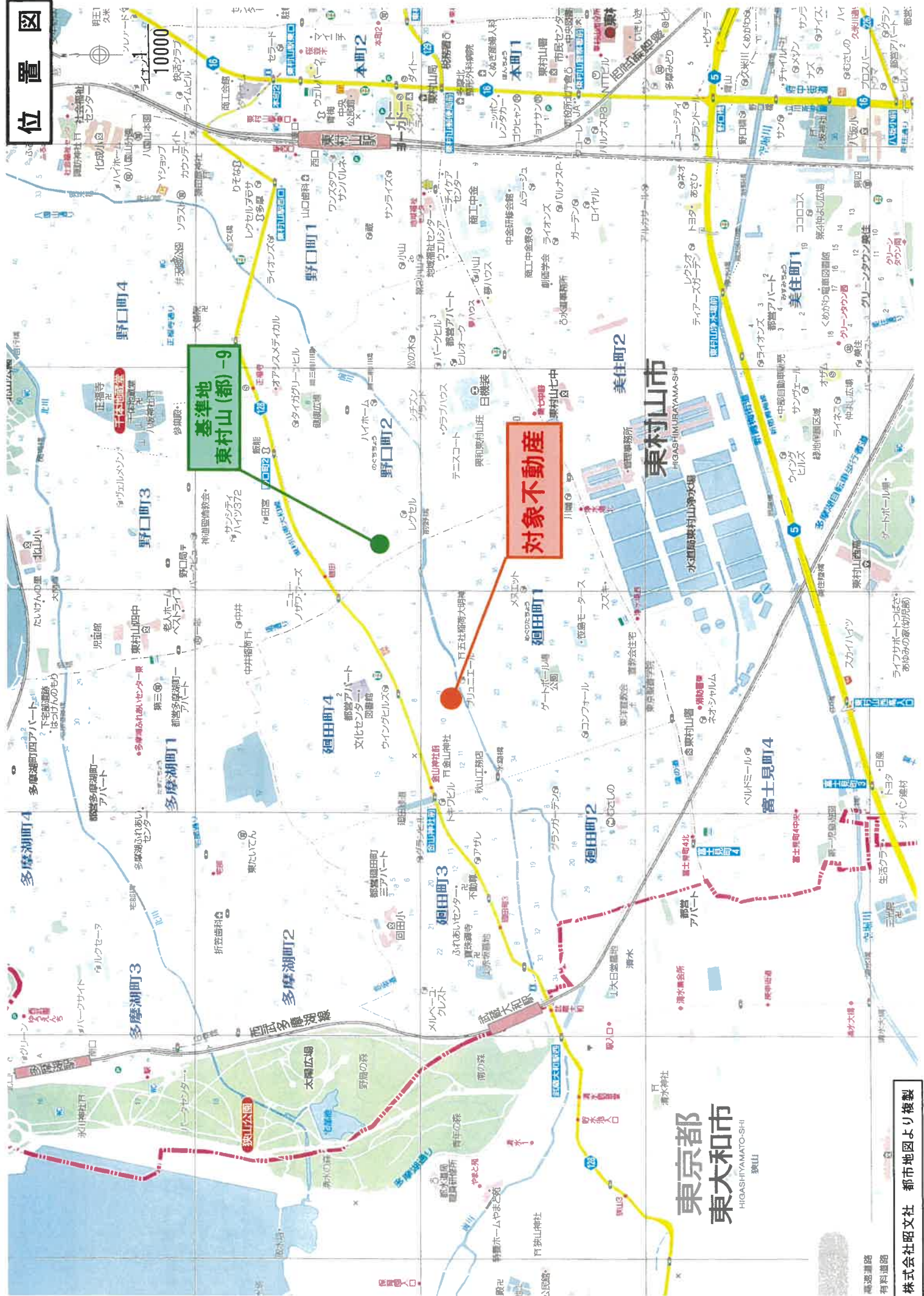
番	号	東村山(都) - 9
所在・地番(住居表示)		東村山市野口町2丁目25番47
価	格	194,000円/㎡
地	積	119㎡
交通施設との接近状況		東村山駅 1,200m
供給処理施設		ガス 水道 下水
接面街路		北側 4.5m 私道
法令上の制限		第1種低層住居専用地域 (50% 100%)
周辺土地の利用状況		高度地区 準防火地域 一般住宅のほかアパート等も見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 位置図
- 公図写
- 地積測量図写
- 建物図面・各階平面図写

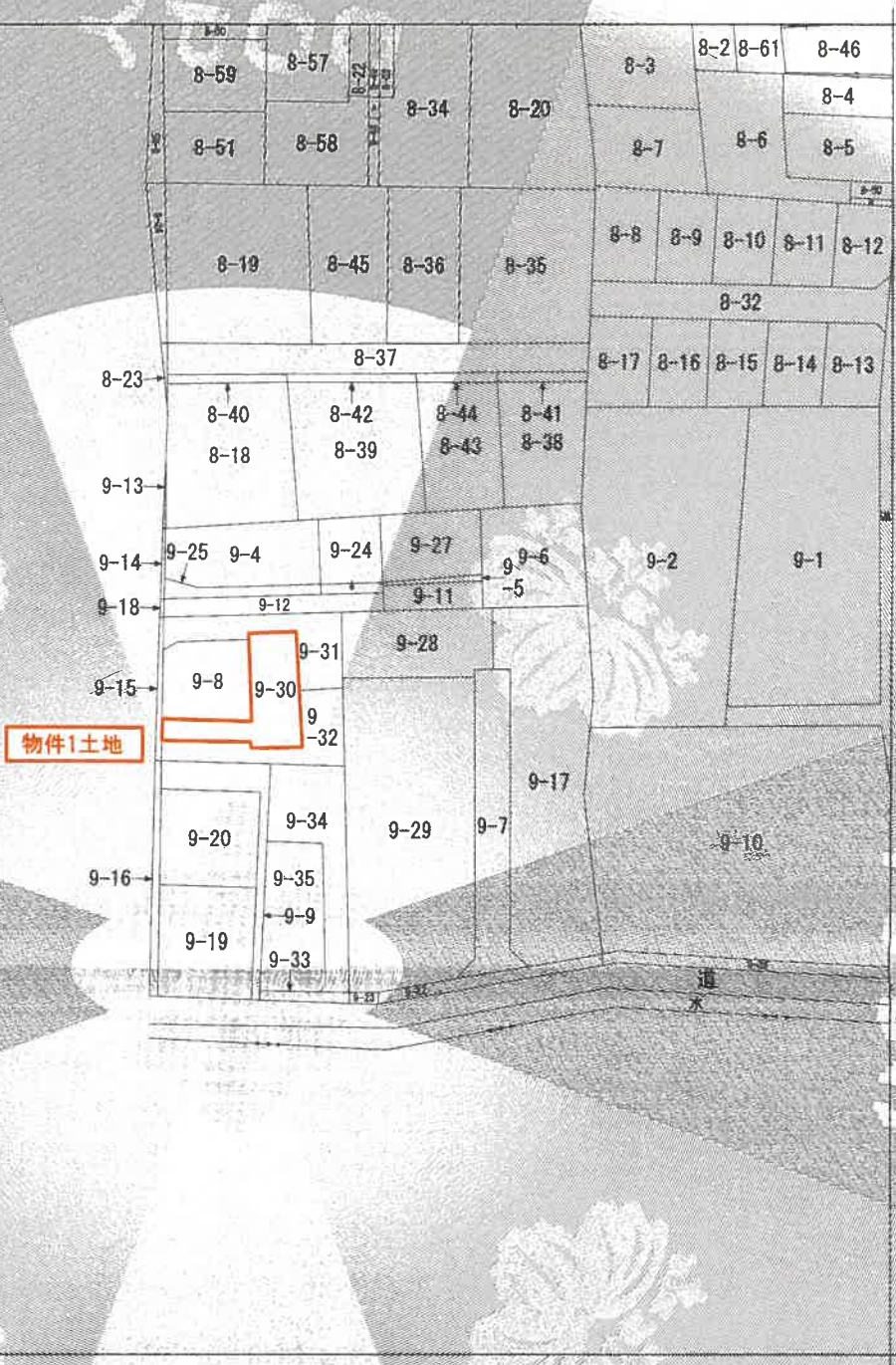
以 上

位置図



東京都
東大和市
HIGASHIYAMATO-SHI
狭山

イ 8-1 ハ 8-60 キ 9-26
ロ 8-31 ニ 8-47



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
瑞田町
4丁目

請求部	所在	東村山市瑞田町四丁目			地番	9番30			
出力 縮尺	1/600	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補記 事項	

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である。

(東京法務局田無出張所管轄)

令和8年7月1日

東京法務局府中支局

登記官

請求番号：26-1

(1/1)

車費	9-8, 9-30, 9-31, 9-32
----	--------------------------

9-31.9-32	地積	東村山市堀田町四丁目
-----------	----	------------

叫
聚



香港大學

[illegible][illegible]

項目	単位	数量	金額	備考
1. 材料費	円	100	100.00	
2. 労務費	円	200	200.00	
3. 経費	円	50	50.00	
4. 利益	円	150	150.00	
5. 合計	円	500	500.00	

[illegible]

面積一覽表

地番名	地積
㊦9-8	94.77㎡
㊦9-30	102.44㎡
㊦9-31	105.08㎡
㊦9-32	106.24㎡
合計	408.53㎡

臨 興 縣 志

測 量 名	X	座 標	Y	備 考
21	185,501		208,414	コンクリート壁
25	207,758		226,842	コンクリート壁
26	207,758		231,658	コンクリート壁
31	207,433		226,952	コンクリート壁
33	208,216		208,610	コンクリート壁
34	187,270		208,758	コンクリート壁
35	198,096		204,952	コンクリート壁
36	186,184		207,687	コンクリート壁
37	198,287		208,001	コンクリート壁
38	200,470		218,548	コンクリート壁
39	191,468		217,113	コンクリート壁
40	203,088		218,268	コンクリート壁
41	201,028		218,268	コンクリート壁
42	188,000		217,505	コンクリート壁
43	188,512		217,745	コンクリート壁
44	190,728		223,217	コンクリート壁
45	189,954		223,059	コンクリート壁
46	189,602		221,083	コンクリート壁
47	200,836		204,723	コンクリート壁
48	200,836		207,735	コンクリート壁
49	200,000		206,000	コンクリート壁
50	186,560		206,000	コンクリート壁

(單位: mm)

期	地	系	任黨國總承
測	量	年	平成24年
	月	日	5月
			25日

請人

250

(平成24年 第6回)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局田無出張所管轄)

令和8年7月1日

東京法務局特支局

炮台知

登記年月日：平成24年9月14日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(東京法務局田無出張所発給)

令和8年7月1日

東京法務局田無支局

登記官

各 階 平 面 図

9番30

建 物 図 面

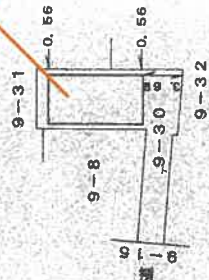
建物の所在
東村山市緑田町四丁目9番地30

1層、2層
(各層同型)



求 積 数
4.550 x 8.872 = 40.367600
合 計 40.367600
床 面 積 40.36 m²

物件2建物



件 数

250

(平成24年9月14日現在)

250

中 間 人

構 尺

500

(単位：m)